

平成16年第4回北海道議会定例会に提案した条例 (11件)

1 北海道税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (総務部税務課(22-471))

○主な制定内容
自動車税の税負担の公平を図る観点から、自動車税に係る道独自の減免措置を廃止するとともに、所要の経過措置を設けることとする。

- 減免措置の具体例 (トラック・被けん引自動車において台数の最も多い区分)

区 分	旧税率	現行税率	減免額	廃止時期
トラック(営業用)	29,500	7t超8t以下	0	平成16年度限り
		8t超9t以下	4,700	
被けん引自動車(営業用)	11,300	53,100	41,800	平成17年度限り

- 経過措置
トラック・バス等については、平成17年度において、現在の減免額に2分の1を乗じた額を減免する。
被けん引自動車については、平成18年度においては現在の減免額に3分の2を乗じた額を、平成19年度においては現在の減免額に3分の1を乗じた額を減免する。

(施行期日 平成17年4月1日)

2 北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (保健福祉部子ども未来づくり推進室(25-775))

○主な改正内容
道立有珠優健学園を廃止(社会福祉法人に移管)する。

情緒障害児短期治療施設(軽度の情緒障害を持つ児童を入所又は通所させ、その情緒障害を治すことを目的とした施設)の整備の必要性から、民間の社会福祉法人に現在の児童養護施設のまま移管し、当該社会福祉法人で施設の種別を情緒障害児短期治療施設に変更後、移転改築を予定。

(施行期日 平成17年4月1日)

3 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例及び北海道地方薬事審議会条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課(25-568))

○主な改正内容
薬事法等の改正にかんがみ、保健所を設置する市に移譲している事務(薬局製造医薬品の製造業の許可等)について所要の改正及び規定の整備を行う。

(1) 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 権限移譲項目の追加

薬局製造販売医薬品の製造販売の承認	薬局の設備等を使用して製造する医薬品の製造販売の承認 (薬局製造販売医薬品 ⇒ いわゆる調剤薬局や院内薬局で調剤され、販売される医薬品)
薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可	薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可(調剤した医薬品を販売することの業としての許可)
薬局製造販売医薬品の製造業の許可	薬局製造販売医薬品の製造(製品を製造する行為のみ)業の許可(医薬品の調剤の業としての許可)

イ 薬局製造医薬品の製造品目の変更等の許可の削除
ウ 法の改正に伴う用語の整理(「医療用具」⇒「医療機器」)
エ 法の改正に伴う引用条項の整理

(2) 北海道地方薬事審議会条例の一部改正
法の改正に伴う引用条項の整理(「第4条」⇒「第3条」)

(施行期日 平成17年4月1日)

4 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例 (建設部都市計画課 (29-827))

○主な改正内容

屋外広告物法の改正により、違反広告物等に対する簡易除却制度の対象範囲が拡大されたことに合わせて、除却後の保管、売却の手續等を定めることとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 除却後に保管した広告物等に関する手續について次のとおり規定した。

- ア 所有者等に返還するための公示事項及び公示の方法
- イ 広告物等の価額の評価及び売却する場合の手續等
- ウ 広告物等の返還の手續

(2) 電柱及び消火栓標識への表示又は設置が禁止される広告物等の範囲を拡大した。

(施行期日 一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲において規則で定める日)

5 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課 (29-131))

○主な改正内容

市町村への権限移譲の推進を図るよう屋外広告物法等に基づく事務の一部を市町村が処理することとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 屋外広告物法の改正により、違反広告物等に対する簡易除却制度の対象範囲が拡大されるとともに、除却後の保管、売却等の手續規定も併せて規定されたことから、次の事務について新たに移譲することとした(札幌市及び旭川市を除く全市町村)。

- ア はり札等、広告旗又は立看板等の除却及び除却後の保管
- イ 返還のための公示等
- ウ 広告物等の売却及び代金の保管
- エ 広告物等の廃棄又は返還

(2) 都市計画法に基づく開発行為の許可等の事務について、石狩市と網走市に移譲する。

(3) 網走市に開発行為の許可等の事務が移譲されたことに伴い、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の許可等について、面積制限(3,000平方メートル未満)を削除する。

(施行期日 一部の規定を除き、平成17年1月1日)

6 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例 (建設部公園下水道課 (29-625))

○主な改正内容

都市公園法の改正に伴い、都市公園に存する違反工作物等の簡易除却制度が整備されたことに合わせて、除却後の保管、売却等の手續について定めることとし、併せて規定の整備を行う。

・ 除却後に保管した工作物等に関する手續について次のとおり規定した。

- ア 所有者等に返還するための公示事項及び公示の方法
- イ 工作物等の価額の評価及び売却する場合の手續等
- ウ 工作物等の返還の手續

(施行期日 公布の日から起算して1月を超えない範囲において規則で定める日)

7 北海道立学校条例の一部を改正する条例 (教育庁生涯学習部高校教育課 (35-711))

○主な改正内容

平成17年度公立高等学校適正配置計画(道教委策定)に基づき、深川東商業高等学校及び登別南高等学校を廃止(それぞれ深川農業高等学校及び登別高等学校と統合)し、新たに深川東高等学校及び登別青嶺高等学校を設置する(設置時期 H17.4.1。校舎は廃止校の校舎を使用)。

学区	統合する高等学校	廃止時期	新設される高等学校
空知北	深川東商業高等学校(流通経済科3間口、情報処理科1間口)	H17.3.31	深川東高等学校
	深川農業高等学校(農業・生活科1間口)	H19.3.31	(流通経済科2間口、情報処理科1間口、生産科学科1間口)
胆振西	登別南高等学校(普通科4間口)	H17.3.31	登別青嶺高等学校
	登別高等学校(普通科2間口)	H19.3.31	(普通科5間口)

(施行期日 平成17年4月1日)

8 北海道警察組織条例の一部を改正する条例 (警察本部警務部警務課 (251-0110 内2626))

○主な改正内容

平成16年12月1日に函館市へ亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡楳法華村及び茅部郡南茅部町が編入合併することにかんがみ、現南茅部町の区域について、現在管轄している森警察署の管轄区域から除き、函館中央警察署の管轄区域とする(戸井町、恵山町及び楳法華村は、従来から函館中央警察署の管轄)。

警察署名	現行の管轄区域	新たな管轄区域
函館中央警察署	一部を除く函館市、七飯町、大野町、戸井町、恵山町、楳法華村、上磯町	一部を除く函館市、七飯町、大野町、上磯町
森警察署	森町、砂原町、鹿部町、南茅部町	森町、砂原町、鹿部町
(参) 南茅部町分	面積158 k m ² 、人口7,453人、派出所3カ所(定員3名)	

(施行期日 平成16年12月1日)

9 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務部人事課 (22-178))

10 北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (教育庁給与課 (35-318))

11 北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (警察本部警務課 (2663))

○主な改正内容

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成16年10月8日付け勧告にかんがみ、北海道職員、北海道学校職員及び北海道地方警察職員の寒冷地手当等について所要の改正を行う。

(施行期日 公布の日)